

(件名) 給与改定等交渉結果

(要旨)

人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定等について、昨日職員組合と最終の副知事交渉を行い、下記の内容で合意した。

今後、条例改正等必要な手続きを進めていく。

記

1 本年の給与改定

人事委員会の勧告どおり実施する。

期末手当を0.15月分引下げ 【期末・勤勉手当 年間4.45月⇒4.30月】

※ 令和3年12月1日から施行

※ 会計年度任用職員の期末手当は令和4年度から0.15月分引下げ（年間2.55月⇒2.40月）

2 定年引上げ

職員組合と引き続き協議を行う。【令和4年度中に関連条例を制定・改正予定】

※ 定年の引上げは令和5年4月1日から実施

3 高齢者部分休業制度

高齢者部分休業制度について、令和5年度からの導入を目途に検討を進める。

4 妊娠・出産・育児等に係る休暇・休業制度の拡充

(1) 不妊治療休暇の新設(有給)

(2) 配偶者出産休暇・育児参加休暇の新設(有給)(会計年度任用職員)

(3) 育児参加休暇の取得可能期間の延長(子の出生8週以内⇒子が1歳に達するまで)

(4) 産前産後休暇の有給化(会計年度任用職員)

(5) 育児休業の取得回数制限緩和(子の出生後8週間以内とそれ以降で各2回まで)

(6) 育児休業等の取得要件の緩和(在職期間要件廃止等)(会計年度任用職員)

※ 各項目ごと法改正等に合わせて、令和4年1月から令和4年10月に実施

5 週休日に勤務した場合の取扱いの見直し

週休日に勤務した場合の取扱いについて、1日に満たない勤務を2回行った場合に1日に振り替えられるなど、より使いやすい制度に改める。

6 働きやすい職場環境の整備

職員にとって働きやすい職場環境を整備するため、来年度、庁舎等の設備の維持・修繕及び老朽化した椅子の更新を実施する。